
5 地域子育て支援拠点事業の概要

ここでは、地域子育て支援拠点事業実施の背景や、平成 25 年 4 月から変更になった制度の概要を記載しています。

・ 地域子育て支援拠点事業	14
・ 地域子育て支援拠点事業の充実について	15
・ 地域子育て支援拠点事業の概要①【一般型・連携型】	16
・ 地域子育て支援拠点事業の概要②【地域機能強化型】	17
・ 地域子育て支援拠点の機能強化	18

地域子育て支援拠点事業

背景

- ・ 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども
との関わりへの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

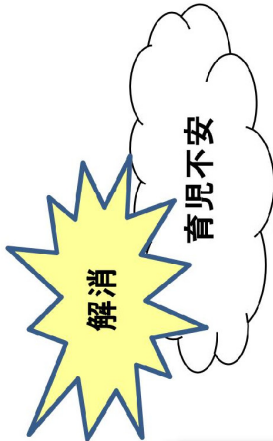
地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 交流の場の提供・交流促進
- ② 子育てに関する相談・援助
- ③ 地域の子育て関連情報提供
- ④ 子育て・子育て支援に関する講習等

平成23年度実施か所数
(交付決定ベース)
5,722か所



地域で子育てを支える

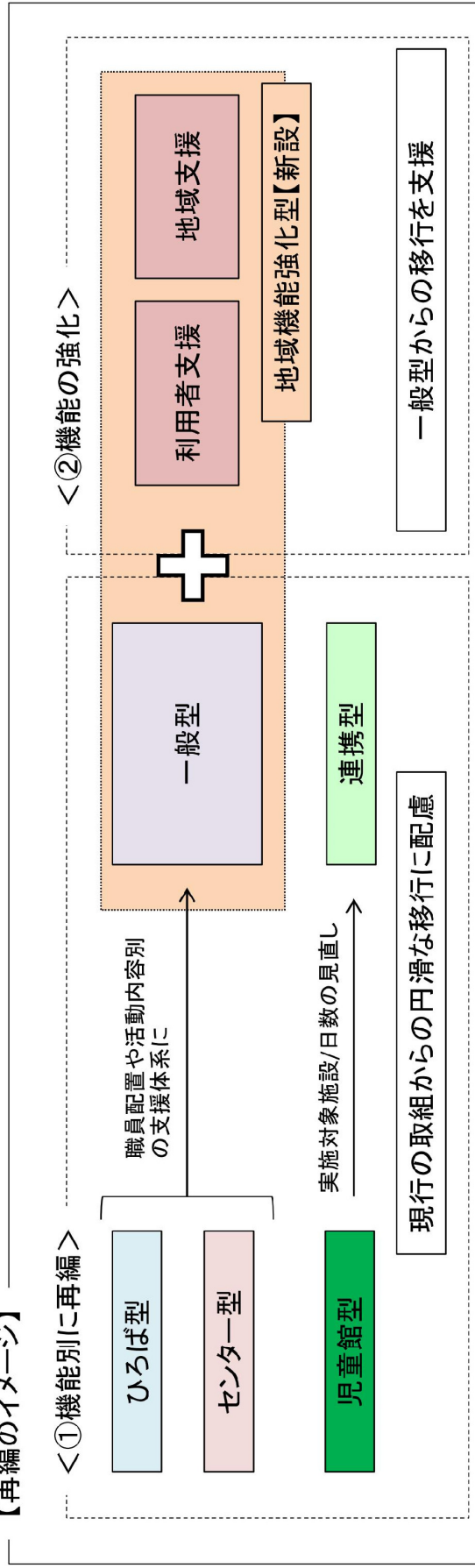
(出典：厚生労働省)

地域子育て支援拠点事業の充実について

- ・ 地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組としてその拡充を図ってきた。
 - ・ 「子ども・子育てビジョン」においても、1万か所（中学校区に1か所）の設置を目標として掲げ、重点的に取組を推進。→ 地域子育て支援拠点事業として事業開始から5年が経過し、実施形態の多様化。
 - ・ 更に、昨年8月に成立した「子ども・子育て支援法」では、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択が出来るよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」が法定化。
- こうした状況を踏まえ、平成25年度（平成24年度補正予算で安心こども基金の事業として組替）より、以下二点を実施し、事業の更なる拡充を図る。

- ①機能別に再編：従来の「ひろば型」・「センター型」を「一般型」に再編し、職員配置や活動内容に応じた支援の仕組みとする。（「児童館型」は「連携型」として実施対象施設を見直し。）
- ②機能の強化：「利用者支援」・「地域支援」を行う「地域機能強化型」を創設する。

【再編のイメージ】



（出典：厚生労働省）

地域子育て支援拠点事業の概要 ①【一般型・連携型】

- 「ひろば型」・「センター型」とともに実施形態が多様化。（交流・相談双方を重視する形態など）
 - 「ひろば型」及び「センター型」を統合し「一般型」に再編
 - ・ 職員の配置状況、開所日数、取組内容等を考慮した支援の仕組み。（実施レベルが高い施設により手厚い支援。）
 - ・ 拠点施設において地域の子育て支援事業を一体的に実施している場合に加算。
- きめ細かな対応と子ども・子育てでビジョン達成に向けて着実な事業の推進。
 - 「児童館型」を「連携型」に再編
 - ・ 児童館を始め子育て関連施設で実施。（→多様なニーズに対して支援。）
 - ・ 開所日数等を考慮した支援の仕組み。（実施レベルが高い施設により手厚い支援。）

一般型

常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

実施主体

市町村（特別区を含む。）
（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）

基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談・援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施

実施形態

- ・ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算）
- ・ 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施
- ・ 出張ひろばの実施（加算）
- ・ 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設

従事者

子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）

実施場所

保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用

開設日数等

週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上

連携型

児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

実施主体

市町村（特別区を含む。）
（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）

基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談・援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施

- ・ 地域の子育て力を高める取組の実施（加算）
- ・ 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施

従事者

子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施

実施場所

児童福祉施設等

開設日数等

週3～4日、週5～7日／1日3時間以上